

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5G特定接続契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の2～第23条の5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の6 <u>請求による契約者識別番号の変更</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の7 <u>5G特定接続の利用の一時中断</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の8～第23条の9 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5G特定接続契約</p> <p>第23条の2～第23条の4 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第23条の5 5G特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5G特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p><u>2 5G特定接続契約者(特定接続事業者から第38条(通信の種類)に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。)</u>は、5G特定接続契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p><u>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)</u>に限ります。</p> <p><u>3</u> 当社は、第61条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、5G特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。</p> <p><u>4</u> 当社は、前項の規定によるほか、契約者識別番号をM2M等専用番号へ変更する場合があります。</p> <p><u>5</u> 前2項の規定により、5G特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを5G特定接続契約者に通知します。</p> <p><u>(請求による契約者識別番号の変更)</u></p> <p>第23条の6 5G特定接続契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p><u>2</u> 5G特定接続契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社に対し、当社所定の書面により請求していただきます。</p> <p><u>3</u> 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている5G特定接続契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p><u>4</u> 当社は、5G特定接続契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。</p> <p>(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参照するものとします。</p> <p><u>(5G特定接続の利用の一時中断)</u></p> <p>第23条の7 当社は、5G特定接続契約者(特定接続事業者から第38条(通信の種類)に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。)から請求があったときは、5G特定接続の利用の一時中断を行います。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5G特定接続契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の2～第23条の5 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第23条の6～第23条の7 (略)</p> <p>第4章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5G特定接続契約</p> <p>第23条の2～第23条の4 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第23条の5 5G特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5G特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 当社は、第61条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、5G特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。</p> <p>3 当社は、前項の規定によるほか、契約者識別番号をM2M等専用番号へ変更する場合があります。</p> <p>4 第2項の規定により、5G特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを5G特定接続契約者に通知します。</p>

(5G特定接続契約者が行う5G特定接続契約の解除)
第23条の8 5G特定接続契約者は、5G特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
2 前項の場合において、5G特定接続契約者(特定接続事業者から第38条(通信の種類)に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。)は、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。
3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。
(注) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

第23条の9 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります

ただし、5G特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、5G契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(5Gの利用の一時中断)、第13条(一般契約に係る電話番号保管)、第22条(定期契約に係る電話番号保管)、第23条(その他の提供条件)、第23条の7(5G特定接続の利用の一時中断)又は第37条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1) 基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(注2) (略)

第39条～第40条 (略)

第2節～第3節 (略)

第9章 料金等

第1節～第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第52条 5G契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 5G契約者は、当社が他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、5G契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は5G契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節～第7節 (略)

第9章～第11章 (略)

(5G特定接続契約者が行う5G特定接続契約の解除)
第23条の6 5G特定接続契約者は、5G特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第23条の7 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります。

ただし、5G特定接続に係る通信の種類はデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、5G契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(5Gの利用の一時中断)、第13条(一般契約に係る電話番号保管)、第22条(定期契約に係る電話番号保管)、第23条(その他の提供条件)又は第37条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注) (略)

第39条～第40条 (略)

第2節～第3節 (略)

第9章 料金等

第1節～第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第52条 5G契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 5G契約者は、当社が他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、5G契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は5G契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節～第7節 (略)

第9章～第11章 (略)

第12章 雑則

(発信者番号通知等)

第64条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、5 G 特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 5 G 契約者及び5 G 特定接続契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第65条～84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和3年2月17日経企第2709号)
この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。

第12章 雑則

(発信者番号通知等)

第64条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、5 G 特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 5 G 契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第65条～84条 (略)

第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第22条～第25条（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">第25条の2 <u>請求による契約者識別番号の変更</u></p> <p style="padding-left: 40px;">第25条の3 <u>X i 特定接続の利用の一時中断</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第26条～第27条（略）</p> <p>第5章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p>第22条～第24条（略）</p> <p>（契約者識別番号）</p> <p>第25条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p><u>2 X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第42条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、X i 特定接続契約締結の際に、携帯電話・PH S番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</u></p> <p><u>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</u></p> <p><u>3 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、X i 特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。</u></p> <p><u>4 （略）</u></p> <p><u>5 前2項の規定により、X i 特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをX i 特定接続契約者に通知します。</u></p> <p><u>（請求による契約者識別番号の変更）</u></p> <p>第25条の2 X i 特定接続契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p><u>2 X i 特定接続契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社に対し、当社所定の書面により請求していただきます。</u></p> <p><u>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているX i 特定接続契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</u></p> <p><u>4 当社は、X i 特定接続契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。</u></p> <p>（注）当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参照するものとします。</p> <p><u>（X i 特定接続の利用の一時中断）</u></p> <p>第25条の3 当社は、X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第42条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）から請求があったときは、X i 特定接続の利用の一時中断を行います。</p>	<p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第22条～第25条（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">第26条～第27条（略）</p> <p>第5章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2 X i 特定接続契約</p> <p>第22条～第24条（略）</p> <p>（契約者識別番号）</p> <p>第25条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、X i 特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第2項の規定により、X i 特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをX i 特定接続契約者に通知します。</p>

(X i 特定接続契約者が行うX i 特定接続契約の解除)

第26条 X i 特定接続契約者は、X i 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第42条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

第27条 (略)

第5章～第8章 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード（128k通信モードを除きます。）に限りです。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条（X i の利用の一時中断）、第12条の2（一般契約に係る電話番号保管）、第20条の2（定期契約に係る電話番号保管）、第21条（その他の提供条件）、第21条の7（その他の提供条件）、第21条の7の6（その他の提供条件）、第25条の3（X i 特定接続の利用の一時中断）若しくは第41条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1) 基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス（X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等（定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。）に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第54条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

(X i 特定接続契約者が行うX i 特定接続契約の解除)

第26条 X i 特定接続契約者は、X i 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第27条 (略)

第5章～第8章 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k通信モードを除きます。）に限りです。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条（X i の利用の一時中断）、第12条の2（一般契約に係る電話番号保管）、第20条の2（定期契約に係る電話番号保管）、第21条（その他の提供条件）、第21条の7（その他の提供条件）、第21条の7の6（その他の提供条件）若しくは第41条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1) 本条第1項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス（X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等（定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。）に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 (略)

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第54条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 X i 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、X i 契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者はX i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

(発信者番号通知等)

第65条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、X i 特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 X i 契約者及びX i 特定接続契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第65条の2～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則（令和3年2月17日経企第2709号）

この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。

2～4 (略)

5 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

(発信者番号通知等)

第65条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、X i 特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 X i 契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第65条の2～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 3 年 2 月 17 日経企第 2709 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項を次のように改めます。 （1）第 2 号に次の注を加えます。 （注）基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。 （2）第 3 号を次のように改めます。 ア ア中「（以下この附則において「 F O M A 契約者等」といいます。）」を「（以下この附則において「 F O M A 契約者等」といいます。）並びに F O M A 特定接続契約者」に改めます。 イ イからエ中「 F O M A 契約者等」を「 F O M A 契約者等及び F O M A 特定接続契約者」に改めます。 （3）第 8 号のセ中「契約者」を「 F O M A 契約者等」へ改めます。 （4）第 13 号のイ中「 F O M A 契約者」を「 F O M A 契約者等及び F O M A 特定接続契約者（特定接続事業者から第 2 号に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）」に改めます。 4 経企第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 8 項を次のように改めます。 （1） F O M A 特定接続に係る通信の種類は、通話モード及びパケット通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。 （2） F O M A 特定接続契約申込の方法は、次のとおりとします。 ア F O M A 特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属 5 G サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、 F O M A の申込みをする者は、1 の特定接続事業者を指定し、当社に申し出ていただきます。 イ アの場合において、 F O M A 特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。 ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。 （3） F O M A 特定接続契約申込の承諾は、次のとおりとします。 ア 当社は、 F O M A 特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 イ 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。 ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、その F O M A 特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。 （ア）第 3 項第 6 号の規定に違反するおそれがあるとき。 （イ）前号の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。 （ウ）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。 （4）当社が提供する F O M A 特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。 （5）当社は、第 3 項第 14 号の規定によるほか、 F O M A 特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、その F O M A 特定接続契約を解除します。 （6） F O M A 特定接続に係る利用の一時中断及び発信者番号通知の取扱いについては、改正後の X i 特定接続（ X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。 （7）（1）から（6）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p>	

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p>附 則 (令和 3 年 2 月 22 日 経企第 2743 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 3 年 2 月 25 日から実施します。 (工事費無料特典の適用)</p> <p>2 当社はこの附則実施の日から当社が別に定める日までの間において I P 通信網契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプのものに限ります。) を締結 (当社が提供する I P 通信網サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用若しくは事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。) した場合であって、契約者回線の提供開始日とその I P 通信網契約の締結があった日を含む暦月の翌暦月から起算して 6 暦月の間であるときは、工事費無料特典 (契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しない取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。) を適用します。 (注) 第 2 項に規定する当社が別に定める日は、当社が工事費無料特典の適用を終了する日の 7 日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p>